

京都市告示第 283 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館の開館時間延長について、京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 24 年 10 月 22 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館時間を延長する区分及び日時

開館区分	開館日	開館延長時間
常設展示場	平成 24 年 10 月 26 日（金）から	午後 5 時から
	平成 24 年 10 月 28 日（日）まで	午後 9 時まで

（産業観光局商工部産業政策課）